

# 結核対策チェックリスト（自主点検用）

結核早期発見のためには、施設として平常時から結核に対する意識を高めておくことが重要です。

※このチェックリストを参考に、施設の体制を確認してみましょう。

記入日 年 月 日

項目	チェック欄
<b>施設内結核感染対策のための体制の確保</b>	
施設の感染対策委員会等で結核対策を検討し、指針（マニュアル）を策定している。	
指針（マニュアル）の内容、感染対策委員会の検討事項について全職員に周知徹底している。	
委託業者を含む全職員に対し定期的に結核の研修を行っている。	
<b>入所者の健康管理</b>	
入所時点で結核でないことを、医師の健康調査票等に基づき確認している。	
入所時に結核発病リスクを把握するためチェックリストを活用するなど問診を行い、記録している。⇒結核発病リスクチェックリスト（P16）参照	
実施義務のある施設においては、入所者に対し年1回の定期健診（胸部エックス線検査）を実施し、記録している。	
陳旧性所見のある者については、経年的に比較読影を行っている。	
定期健診の結果、要精密者に対して、喀痰検査等精密検査を確実に実施している。	
実施義務がある施設においては、結核の定期健康診断の実施状況を保健所に報告している。	
入所者の毎日の健康観察を注意深く行い、記録している。	
<b>職員の健康管理</b>	
入職時に胸部エックス線検査等を実施し、記録している。	
実施義務にある施設においては、職員に対し年1回の胸部エックス線検査を実施し、必要に応じて精密検査等を実施している。	
実施義務がある施設においては、結核の定期健康診断の実施状況を保健所に報告している。	

# 結核発病リスクチェックリスト

発病リスクを把握したうえで、定期の健康診断や日頃の健康観察を確実に行なうことが、結核の早期発見、感染拡大防止につながります。

※このチェックリストを参考に入所者の発病リスクを把握しましょう。入所時のほか、変更を生じた場合にもその都度チェックします。チェック項目が多いほど、結核の発病リスクが高いことがわかります。

※記入後は、利用者のカルテ等記録にはさんで保管し、日頃の健康観察での状態変化、定期健診の結果と合わせて、利用者の健康管理、結核の早期発見に活用しましょう。

氏名		確認日	年 月 日
項目		チェック	時期等
既往歴	肺結核		
	肋膜炎や胸膜炎		
	その他の結核		
	胸部エックス線検査での陳旧性所見 (過去にかかった肺炎や結核などの炎症の痕)		
	胃潰瘍などの消化管潰瘍や悪性腫瘍の消化管手術歴 (胃切除等)		
合併症	糖尿病		
	慢性呼吸器疾患 (COPD、塵肺など)		
	慢性肝疾患		
	腎不全又は血液透析中		
	HIV／AIDS		
	悪性腫瘍		
その他	低栄養		
	体重減少		
	免疫抑制剤 (生物学的製剤、副腎皮質ステロイド等) の使用		
	抗がん剤の使用		
	喫煙		
	結核の家族歴 (家族の中に結核と言わされた人がいる)		

## 本手引きに掲載されている参考資料及び参照条文

### 参考資料

- 1) 『高齢者施設・介護職員対象の結核ハンドブック』 公益財団法人結核予防会結核研究所対策支援部 2016年
- 2) 『高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版』 平成30年度厚生労働省老人保健事業推進等補助金高齢者施設における感染症対策に関する調査研究事業
- 3) 『東京都における結核の概況（東京都感染症情報センター）』 東京都健康安全研究センター
- 4) 『「やさしい 日本語」の作り方』 埼玉県
- 5) AMDA国際医療情報センター発行 やさしい日本語「問診票」
- 6) 『医療ハンドブック』 大分県
- 7) 『保健行政窓口のための外国人対応の手引き』 全国保健所長会発行

その他、各自治体発行の高齢者施設および介護職向け結核対策マニュアル 等

### 参照条文

感染症法第12条（医師の届出）

感染症法第15条（感染症の発生の状況及び動向の把握）

感染症法第17条（健康診断）

感染症法第18条（就業制限）

感染症法第53条の2（定期の健康診断）

感染症法第53条の6（定期の健康診断に関する記録）

感染症法第53条の7（通報又は報告）

感染症法施行令第11条（施設）

感染症法施行令第12条（定期の健康診断の対象者、定期及び回数）

労働安全衛生法第66条（健康診断）

労働安全衛生法施行規則第43条（雇入時の健康診断） 第44条（定期の健康診断）

社会福祉法第2条2項（定義、第一種社会福祉事業）

その他、東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例、同施行規則 等